

平成31年（ネ）第307号 九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲ほか67名

被控訴人 国

証 拠 申 出 書

2019年9月25日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博		盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	白			充
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	松	本	知	佳
同 弁護士	朴		憲	浩
同 弁護士	鄭		文	哲
同 弁護士	阪	本	志	雄
同 弁護士	白		石	覚

第1 人証の表示

1 〒100-8982

東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館

下村博文 (呼出 尋問予定時間60分)

2 〒104-0061

東京都中央区銀座6-12-2 東京銀座ビルディング401

三竿法律事務所気付

前川喜平

(同行 尋問予定時間60分)

3 〒807-0825

北九州市八幡西区折尾3-5-1 学校法人福岡朝鮮学園



(同行 尋問予定時間60分)

第2 証明すべき事実及び尋問の必要性

1 下村証人について

(1) 証明すべき事実

被控訴人による規則ハ号削除及び本件不指定処分は、政治外交上の理由によつてなされたものであること

(2) 尋問の必要性

ア 証人は、2010年9月22日から2012年10月21日まで自民党シャドウキャビネット(影の内閣)の「文部科学省大臣」として、専ら拉致問題が解決しないことを理由として、朝鮮高級学校に対する無償化制度からの除外を主張し、自民党の「朝鮮高級学校無償化手続き再開に強く抗

議し即時撤回を求める決議」(甲56)等に主導的に関与した者である。

2012年12月26日の自民党政権成立の日の読売新聞の朝刊では、新政権が証人の意向を受けて朝鮮高校への高校無償化不適用を決定したことが報じられ(甲163)、実際に同日文部科学大臣に就任した証人は、同月28日に規則ハ号の削除による朝鮮高校生への就学支援金の不支給を決定し、「朝鮮高級学校については、拉致問題に進展がないこと、朝鮮総聯と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから、現時点では国民の理解が得られない」とまで述べた(文部科学大臣記者会見・甲60の1)。

同会見後速やかに意見公募手続が開始され、同手続が終わるや否や、証人は審査会の意見も聞かぬまま、規則ハ号を削除するとともに本件不指定処分を行って、朝鮮高校の生徒を就学支援金の支給対象から除外した。

上記のような証人の文部科学大臣就任以前からの言動及び文科大臣就任後の手続から、証人が、拉致問題等の政治外交上の理由に基づき、規則ハ号削除及び本件不指定処分を行ったことは明らかである。

イ 被控訴人は本訴訟において、上記記者会見での証人の発言等は、あくまで野党時代の衆議院議員である下村文科大臣個人の「見解」に過ぎず、九州朝鮮高校について、従前の審査の状況も踏まえて、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことが、その主たる理由であると主張している。

ウ このように、規則ハ号削除及び本件不指定処分の理由が、朝鮮総聯や朝鮮共和国との関係性を理由とする政治外交上のものであるか否かは、本件訴訟の最も重要な争点の一つである。

そうであるにもかかわらず原審は、「しかし、その判断に至る事実経過についてみると…審査会の第6回、第7回の会議において、朝鮮高級学校を支

給対象として指定する方向で議論は進んでおらず、むしろ指定に消極的な状況がうかがわれる上、文部科学省内においても審査会を継続しても朝鮮高級学校について意見の一致をみることは困難であるという見方が強くなっていたものである。そして、朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らない状況にあることが同省の課題として認識される中で、これを前提に文部科学大臣に就任することとなった下村大臣に対し、事務方からの状況説明が行われるとともに、審査を継続すること、不指定の処分をすること、不指定の処分と同時にハ規定を削除することの3案が提案され、第3の案について下村大臣の了承を得たことなどの経緯に鑑みれば、不指定処分をするとともに、その判断を前提として本件省令改正が行われたものと認められるのである」と判示している。

朝鮮高校に対して不指定処分をするのであれば、上記3案が提案されたとしても、不指定処分のみをすれば足りたはずであり、わざわざ指定の根拠規定である規則ハ号（本件省令）を削除する必要性はなかったはずである。

下村文科大臣が規則ハ号を削除するとともに朝鮮高校に対して不指定処分をしたことこそ、やはり、規則ハ号削除が朝鮮総聯や朝鮮共和国との関係性を理由とするものであるからに他ならない。

したがって、規則ハ号削除及び本件不指定処分に至る過程において、どのような資料に基づき、どのような事情が考慮されたか、審査会の審査が打ち切られた理由等について明らかにする必要性は高く、文部科学大臣としての権限に基づいて、規則ハ号削除を決定するとともに、本件不指定処分を行った証人の尋問を実施することは必要不可欠である。

(3) 尋問事項

別紙の通り

2 前川証人について

(1) 証明すべき事実

- ア 証人が無償化法制定時、初等中等教育局の担当審議官として、実質的責任者にあつたこと
- イ 無償化法制定時、朝鮮学校を対象として指定することは、文部科学省内では当然と考えられていたこと
- ウ 証人が検討会議の委員の人選に関与したこと及び朝鮮学校を対象とすることに積極的に反対している委員がいなかったこと
- エ 検討会議の中で教育基本法の条項への抵触が問題となったことが無いこと
- オ 審査会において朝鮮学校に対する「留意事項」案が議論されているところ、九州朝鮮高校を含む全国の朝鮮高校が本件規程13条に適合しており、就学支援金の支給対象として指定することが前提となっていたこと等

(2) 尋問の必要性

ア 証人の経歴等

証人は、文部科学省において事務次官まで務め、支給法制定時に文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当。すなわち就学支援金制度の担当であつた。）として制度設計段階から関わってきた者であり、検討会議の設置にあたり委員の選定に関与するなどした。なお、検討会議の委員は、全員その後発足した審査会の委員に就任している。

したがって、証人は、無償化法の制定過程及び九州朝鮮高校を含む全国の朝鮮高校に対する審査の過程について熟知している。

イ 証人と争点との関連性

- (ア) 無償化法制定、施行、朝鮮高校の申請、審査、そして排除までの一連の経緯に関与し続けた経歴を持つ証人は、無償化法の立法経緯、理念、趣旨、同法における朝鮮高校の位置づけ、全国の朝鮮高校の審査や本件不指定処分に関する重要な事実を最もよく知る人物の一人である。

証人の陳述書（甲A166）や、証人の新聞インタビュー記事（甲A165）等を見れば、無償化法制定当時から、無償化法が朝鮮学校にも適用されることは当然の前提となっており、検討会議の設置、規則ハ号規程の制定など、制度の設計、具体的な運用の過程で、朝鮮高校が無償化制度から外されることなど全く想定されていなかったことが十分にうかがえる。

そして、証人が本件にもっとも濃密に関与していたのもこの時期であり、無償化法の立法者意思を一番よく知る人物である。

(イ) 被控訴人は、本件訴訟において、本件不指定処分の理由について、①規定ハを削除したこと（以下、「理由①」という。）及び②本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと（以下、「理由②」という。）の2点を挙げる。

しかしながら、これらの理由は、それぞれ独立したものではない。

すなわち、規則ハ号削除に伴い、①九州朝鮮高校学校の認定申請の根拠規定が存在しなくなり（理由①）、②規則ハ号に基づく指定に関する本件規程が存在しなくなることから、審査中であつたにもかかわらず、本件規程13条の適合性の有無を判断しなければならないこととなり、「本件規程13条に適合すると認めるに至らない」との結論に至つたのであつて（理由②）、これらの理由は規則ハ号削除という一事をもって繋がっているのである。

事実、被控訴人（文部科学省）は、下村文科大臣が就任するや否や、規則ハ号削除に関する意見公募手続が開始され、同手続が終わるや否や、審査会の意見も聞かぬまま、規則ハ号を削除するとともに本件不指定処分を行っている。

(ウ) このように、民主党から自民党への政権交代後わずか二日にして、下村博文文科大臣が朝鮮高校除外を明言し、審査会の意見も聴かず、規則

ハ号削除の意見公募手続を開始したことがいかに異様なことであったかが、証人の証言によって如実に浮かび上がる。

被控訴人が、無償化法の趣旨、立法者意思にかかわらず、朝鮮高校のみを無償化制度から除外すると言う結論ありきの政治的外交的な理由に基づき、本件不指定処分を行った事実を立証するにあたって、証人は核心的な人物である。

(エ) 理由②（本件規程13条適合性）との関係についても、証人は、検討会議に実際に出席し同会議の議論を直接見聞きした立場から、「適正な学校の運営」に関連して検討会議が議論していたのは、私立学校法及び学校教育法の規定への適合のみであり、教育基本法の条項への抵触が問題とされていたことは無いと陳述している。

また、2012年10月に田中真紀子氏が文部科学大臣に就任して以降、同大臣は、朝鮮高校を就学支援金の対象として指定することに前向きであったのであり、同時点において、文部科学省内に、規則ハ号にもとづく審査に限界があるとか、規則ハ号を削除すべきであるなどという議論は存在しなかったと述べている。

このように、証人の陳述内容は、本件規程13条の趣旨及び同規程適合性にかかる下村文部科学大臣の判断に裁量権の逸脱濫用があったか否かに関する前提事実について述べるものであるから、本件訴訟の争点と密接に関連し、訴訟の帰趨を決定的に左右するものである。

被控訴人において証人が陳述書（甲A166）において述べている事実を争わないのであれば別であるが、被控訴人が争うのであれば、控訴人は、本件不指定処分が規則ハ号削除によってなされたことや、下村文部科学大臣の判断に裁量権の逸脱濫用が存在したことを立証する必要がある。

よって、証人は、本件訴訟の争点と密接に関連しており、尋問を実施する

必要性が高い。

(オ) 原審は、前記のとおり、「審査会の第6回、第7回の会議において、朝鮮高級学校を支給対象として指定する方向で議論は進んでおらず、むしろ指定に消極的な状況がうかがわれる上、文部科学省内においても審査会を継続しても朝鮮高級学校について意見の一致をみることは困難であるという見方が強くなっていた」と事実認定し、その基礎となった証拠は望月証人の尋問調書（乙77）である。

しかしながら、証人の陳述内容はこれとは正反対である。

証人は、「第6回、第7回の審査会において留意事項の素案が示されてきました。これまでの私の経験上、審査会が留意事項を示すということは、指定を前提としていたことを示すと理解しています」と陳述する。

また、原審は前記のとおり、「朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らない状況にあることが同省の課題として認識される中で、これを前提に文部科学大臣に就任することとなった下村大臣に対し、事務方からの状況説明が行われるとともに、審査を継続すること、不指定の処分をすること、不指定の処分と同時にハ規定を削除することの3案が提案され」と事実認定し、やはり、その基礎となった証拠は望月証人の尋問調書（乙77）である。

証人はこれと異なり、「東京訴訟において、望月禎氏が、審査の継続中、高校教育改革プロジェクトチーム内において、ハ号を削除することを内容とする省令改正の準備を進めていたと証言していると聞いています。私は局担当審議官をしていた当時、高校教育改革プロジェクトチームでは望月氏の上司にあたりました。また、総括審議官になってからも、当該チームからの報告は受けていました。私の記憶では、いずれの段階でも、ハ号を削除する議論はしておりません」と陳述している。

このように、原審が事実認定の基礎とした証拠は、いずれも被控訴人に有利な証拠である望月証人の尋問調書（乙 7 7）のみであって、これに反する証人の陳述書（甲 A 1 6 6）については、被控訴人が反対尋問権を放棄したにもかかわらず、原審の事実認定の基礎とされていない。

よって、原審が事実認定の基礎とした、望月証人の尋問調書の信用性を判断するためにも、証人の尋問を実施する必要性は高い。

(3) 尋問事項

別紙のとおり

3 ■ 証人について

(1) 証明すべき事実

ア 九州朝鮮高校が、無償化法第 2 条第 1 項第 5 号に定める「高等学校の課程に類する課程を置く」各種学校であること

イ 九州朝鮮高校に対する「不当な支配」は存在せず、「法令に基づく適正な運営」が行われていること

(2) 尋問の必要性

ア 証人の経歴等

証人は、無償化法制定後から本件不指定処分がなされた当時、学校法人福岡朝鮮学園において、同法人の総務部長を務めていた者である。

したがって、証人は、学校法人福岡朝鮮学園が設置する九州朝鮮高校の歴史的経緯や概要について熟知している。

イ 証人と争点との関連性

(ア) 原判決は、公安調査庁による調査結果等から、「九州朝鮮高校につき、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われていることや、学校運営が法令に従った適正なものであることについて、十分な確証を得ることができず、本件規程 1 3 条に適合するものと認めるに至らないとした文部科学大臣の判断をもって、不合理なものということとはできず、その判断に

ついて、文部科学大臣に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法があると認めることはできない」とした。

(イ) 本件不指定処分の理由について、理由①及び理由②がそれぞれ独立したのではなく規則ハ号削除（理由①）という一事をもって繋がっていることについては上述したとおりであり、理由①の違法性のみを判断すれば足りるはずである。

ところが、原判決は、理由①の違法性を判断することなく、理由②の違法性が認められないことから、控訴人らの請求を棄却した。

よって、控訴人においては、九州朝鮮高校の本件規程13条適合性について、積極的に立証する必要がある。なお、本来であれば、本件規程13条適合性については、①理事会の開催、②財務諸表等の作成、③直近5年間に都道府県から教育基本法、学校教育法等の違反を理由とする指導勧告を受けていないことが認められれば、本件規程13条適合性が認められることは、控訴理由書で述べたとおりであり、3要件について九州朝鮮学校が満たしていることについては、被控訴人も争わない。

(ウ) 本件規程13条適合性との関係において、被控訴人が指摘するのは、九州朝鮮高校が朝鮮総聯や朝鮮共和国から教育基本法16条が規定する「不当な支配」を受けており、「法令に基づく適正な運営」が行われていないという点である。

九州朝鮮高校に対して「不当な支配」が及んでいるか否かについては、九州朝鮮高校の歴史的経緯を踏まえて判断する必要があり、この点について、証人は、九州朝鮮高校の歴史的経緯を熟知しているのみならず、現在の九州朝鮮高校の運営に最も携わっている者である。

すなわち、九州朝鮮高校が、「高等学校の課程に類する課程」にある学校であり、「授業料に係る債権の弁済への確実な充当」がなされる仕組みであることのみならず、就学支援金が支給されたとしても、授業料に充当される

また、証人は、九州朝鮮高校が3要件を充たしているにもかかわらず、各朝鮮高校だけに加重された審査会からの質問に対して、これに対する九州朝鮮高校の回答に関与しており、実際に文部科学省の担当者が九州朝鮮高校を訪れた際に直接面談した者である。

なお、本件については、不指定処分の効力発生時期について、被控訴人が、当該処分が記された通知書を発送する前日に各朝鮮高校に対してFAXを送ったなどと主張しているところ、証人は、当該FAXの受領についても経験している者である。

(エ) よって、証人は、本件訴訟の争点の一つである本件規程13条適合性と密接に関連しており、尋問を実施する必要性が高い。

(3) 尋問事項

別紙のとおり

以上

(別紙)

尋 問 事 項

(証人 下 村 博 文)

- 1 証人の経歴
- 2 2012年12月26日の政権交代以前の自由民主党における朝鮮
高校に対する高校無償化法の適用に関する検討状況及び対応について
- 3 規則ハ号削除に至る経緯
- 4 規則ハ号削除に至る判断の過程
- 5 本件不指定処分に至る経緯
- 6 本件不指定処分に至る判断の過程
- 7 本件不指定処分を行うにあたって審査会の意見を求めたか否か
- 8 審査会の意見がない状態で本件不指定処分を行った理由
- 9 その他本件に関する一切の事情

以上

(別紙)

尋 問 事 項

(証人 前 川 喜 平)

- 1 証人の経歴
- 2 無償化法の制定経緯、理念、趣旨
- 3 規則ハ号制定の経緯、趣旨
- 4 無償化法上の朝鮮高校の位置づけ
- 5 政府統一見解を発表した経緯
- 6 検討会議設置の経緯
- 7 検討会議内での議論状況
- 8 朝鮮高校視察の経緯、内容
- 9 本件規程13条の趣旨
- 10 審査会の議論状況
- 11 本件不指定処分等の経緯
- 12 その他本件に関する一切の事情

以上

(別紙)

尋 問 事 項
(証人 尹 慶 龍)

- 1 証人の経歴
- 2 九州朝鮮高校の歴史的経緯及び概要
- 3 九州朝鮮高校と朝鮮総聯との関係性
- 4 九州朝鮮高校と朝鮮共和国との関係性
- 5 九州朝鮮高校の運営方法及び内容
- 5 本件不指定処分前における文部科学省担当者とのやりとり
- 7 その他本件に関する一切の事情

以上